

平成 19 年度高齢者虐待防止法に基づく調査結果の公表

平成 20 年 10 月 6 日

(要 約)

厚生労働省が全国市町村を対象に行った平成19年度高齢者虐待防止法に基づく調査の結果、県内の市町が相談・通報を受けた総件数は719件で、この内、市町が事実確認により虐待を受けた又は受けたと思われると判断した件数は456件あった。前回調査に比べ、38件の減となっている。

年 度			
内 訳	相談・通報対応総件数	719	756
	養介護施設従事者等による虐待に関するもの	11	7
	事実確認により虐待と判断したもの	1	1
	養護者による虐待に関するもの	708	733
	事実確認により虐待を受けた又は受けたと思われると判断したもの	455	493
その他・詳細不明		0	16

(注) 1人が複数を、複数が1人を、複数が複数を虐待している事例は1件でカウント

(概 要)

1 養介護施設従事者等による虐待について

相談・通報件数は11件で、事実確認により虐待と判断した事例は1件であった。

(1) 相談・通報者数

本人2、家族・親族3、当該施設等職員5、不明(匿名含む)1 計 11件

(2) 被虐待者の状況等

報 告 事 項	内 容
被虐待者の状況	80代女性、要介護度5
虐待の類型	身体的虐待
虐待のあった施設・事業所の種別類型	介護療養型医療施設
虐待を行った養介護施設従事者の職種	介護職員
虐待に対する対応	介護保険法に基づく実地指導(文書指摘)

2 養護者による虐待について

(1) 相談・通報者数

相談・通報件数は708件で、前回調査に比べ25件減少した。

[単位：件]

相談・通報者区分		
介護支援専門員・介護保険事業所職員	259	252
近隣住民・知人	45	54
民生委員	73	115
被虐待者本人	106	79
家族・親族	87	70
虐待者自身	10	14
当該市町村行政職員	76	48
警察	83	91
その他	62	69
不明(匿名を含む)	4	4
合計	805	796

(注) 相談・通報者には重複があるため、相談・通報件数と一致しない。

相談・通報件数708件のうち、93.1%にあたる659件で訪問調査等の方法で事実確認が行われ、市町が虐待を受けた又は受けたと判断した事例(虐待判断事例)は455件あった。虐待判断事例455件についての内容は次のとおり。

(2) 虐待の種別・類型

[単位：件数、(%)]

虐待の種別・類型		
身体的虐待(暴力行為などで身体にあざ、痛みを与える行為等)	294 (44.1)	323 (43.0)
介護・世話の放棄、放任(介護や生活の世話の放棄等による高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること)	138 (20.7)	121 (16.1)
心理的虐待(脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等)	145 (21.8)	187 (24.9)
性的虐待(本人との間で合意がなされていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要)	0 (0.0)	2 (0.3)
経済的虐待(本人の合意なしに財産や金銭を使用すること等)	89 (13.4)	118 (15.7)
合計	666 (100.0)	751 (100.0)

(注) 虐待の種別・類型には重複がある。

(3) 被虐待者の状況

ア 性別

[単位：人、(%)]

被虐待者性別		
男性	107 (22.5)	140 (27.7)
女性	368 (77.5)	364 (71.9)
不明	0 (0.0)	2 (0.4)
合計	475 (100.0)	506 (100.0)

(注) 1事例で複数人が虐待を受けた場合がある。

イ 年齢 [単位：人、(％)]

被虐待者年齢		
65～69歳	57 (12.0)	57 (11.3)
70～74歳	98 (20.6)	196 (38.7)
75～79歳	91 (19.2)	
80～84歳	101 (21.3)	197 (38.9)
85～89歳	79 (16.6)	
90歳以上	44 (9.3)	41 (8.1)
不明	5 (1.1)	15 (3.0)
合計	475 (100.0)	506 (100.0)

(注)1事例で複数が虐待を受けた場合がある。

(4) 虐待者の続柄

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が41.8%と最も多く、次いで「娘」15.6%、「夫」12.9%の順であった。

[単位：人、(％)]

被虐待者から見た虐待者の続柄		
夫	68 (12.9)	71 (12.6)
妻	22 (4.2)	18 (3.2)
息子	220 (41.8)	229 (40.7)
娘	82 (15.6)	81 (14.4)
息子の配偶者(嫁)	66 (12.6)	66 (11.7)
娘の配偶者(婿)	6 (1.1)	13 (2.3)
兄弟姉妹	12 (2.3)	13 (2.3)
孫	36 (6.8)	35 (6.2)
その他	13 (2.5)	28 (5.0)
不明	1 (0.2)	9 (1.6)
合計	526 (100.0)	563 (100.0)

3 養護者による虐待への対応

平成19年度中の虐待事例への対応は次のとおりであった。

「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が、33.7%と、約3分の1の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離してない事例」は、63.3%と6割を超える結果となった。

分離を行った事例の内訳としては、「契約による介護保険サービスの利用」が40.5%と最も多く、次いで、「緊急一時保護」14.4%、「やむを得ない事由等による措置」13.9%の順であった。

分離していない事例の内訳としては、「養護者に対する助言・指導」が38.3%と最も多く、次いで、「見守りのみ」27.5%、「被虐待者に対するケアプランが見直された上でサービス継続利用」25.0%の順であった。

[単位 :件数、(%)]

区分			
内 訳	分離を行った事例	173 (33.7)	177 (35.9)
	契約による介護保険サービスの利用	70 (40.5)	80 (45.2)
	やむを得ない事由等による措置	24 (13.9)	25 (14.2)
	うち面会制限を行った事例	6	7
	緊急一時保護	25 (14.4)	19 (10.7)
	医療機関への一時入院	23 (13.3)	22 (12.4)
	その他	31 (17.9)	31 (17.5)
	内 訳 重 複 あ り	分離を行っていない事例	324 (63.3)
養護者に対する助言・指導		124 (38.3)	111 (37.5)
養護者自身が介護負担軽減のためのサービスを利用		10 (3.1)	28 (9.5)
被虐待者自身が介護保険サービスを新たに利用		52 (16.0)	25 (8.4)
被虐待者に対するケアプランが見直された上でサービス継続利用		81 (25.0)	75 (25.3)
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用		18 (5.6)	26 (8.8)
その他		47 (14.5)	60 (20.3)
見守りのみ		89 (27.5)	68 (23.0)
対応について検討・調整中	17 (3.3)	20 (4.1)	
合 計	514 (100)	493 (100)	

(注)19年度分は18年度中に発生した虐待事例への対応も含まれる。

(注)虐待の同一事例で、分離と非分離の対応を同時に行った場合は双方にカウント

4 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備(実施市町数)

高齢者虐待防止法が契機となり、市町における体制整備及び取組みが促進されている。

対 応 内 容	(/41)	(/42)
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置	41	41
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	41	27
独自の高齢者虐待対応マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	21	12
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	24	21
高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による住民への啓発活動	30	17
居宅介護サービス事業者に法について周知	33	25
介護保険施設に法について周知	24	25
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	26	21
介護保険サービス事業者からなる「保健医療福祉ネットワーク」の構築への取組	19	12
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	15	12
成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	33	28
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	25	23
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	28	26